

ID: 149

担当部署: 環境課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例 第14条第1項		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取消し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(2) 利用者が第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第6条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(4) 利用者が前条の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 災害その他の事由により、施設の利用ができなくなったとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項に規定する取消し又は利用の停止(次条において「取消し等」という。)により、利用者に損害が生ずることがあっても、町は、その補償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日